

「平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業」委託要綱

「生涯現役社会実現環境整備事業」（以下「事業」という。）については、この要綱の定めるところによる。

（事業の目的）

第 1 条 事業は、人口の減少と高齢化の進展により労働力人口が大幅に減少することが懸念される中、我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会（以下「生涯現役社会」という。）を構築していくことが重要となっており、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう高齢者（55 歳以上の者をいう。以下同じ。）を支援するため、民間団体等に委託し、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう、職務経歴や企業年金等の社会保障制度等を踏まえた高齢期における職業生活設計を高齢者自ら行い、当該設計を踏まえた働き方を検討・実施することができるようセミナー等を実施することにより、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の環境整備を図ることを目的とする。

（委託の対象）

第 2 条 神奈川労働局長（以下「委託者」という。）は、本事業の実施に必要な特定の技術等を有する者のうち競争入札に参加し、落札した者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

（受託者の選定）

第 3 条 受託者は、「平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業に係る一般競争入札要領」（別添 1）に基づく一般競争入札により落札した者を選定する。

（委託事業実施計画書の提出）

第 4 条 受託者は落札決定日から 14 日以内に「委託事業実施計画書」（別添 2）を委託者に提出するものとする。

（契約書）

第 5 条 本事業の実施に必要な事項については、「平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業契約書」（別添 3）（以下「契約書」という。）に定める。

2 支出負担行為担当官神奈川労働局総務部長は、前条による「委託事業実施計画書」を受け、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、契約書により受託者と契約を締結するものとする。